

主な話題

- p 02 「カーボンニュートラル」実現のための新規補助事業を紹介します
p 04 令和5年10月採用予定 東海村職員採用試験
p 05 安定ヨウ素剤の事前配布会を開催します

児童扶養手当受給者等(住民税非課税世帯)の皆さんへ

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します

詳細はこちら



▲低所得のひとり親世帯



▲その他低所得の子育て世帯

食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯(「低所得のひとり親世帯」または「その他低所得の子育て世帯」)に対し、生活の支援を行うことを目的とした特別給付金(児童1人につき5万円)を支給します。

【問い合わせ】子育て世帯生活支援特別給付金担当(子育て支援課内 ☎282-1711 内線1187)、こども家庭庁コールセンター(☎0120-400-903(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時))

低所得のひとり親世帯

対象▼令和5年3月分または令和5年4月分の児童扶養手当受給者の世帯 ※申請は不要ですが、次のいずれかに当てはまる世帯は申請が必要です。

▽公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る)世帯

▽令和5年1月1日以降の家計急変世帯(食品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準である世帯)

支給方法等▼申請が不要な世帯には茨城県から、令和5年3月分または令和5年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます(5月下旬振込予定)。

その他低所得の子育て世帯

対象▼次の①・②のいずれかに該当する世帯

①…令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の対象で村から支給を受けた世帯 ※申請は不要です。

②…令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する父母等で、令和5年1月1日以降に食品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯 ※▽申請が必要です。▽令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。

支給方法等▼申請が不要な世帯には村から、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みます(5月末振込予定)。

その他▼▽申請が必要な世帯については、子育て支援課(役場行政棟4階)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、6月から令和6年2月末日(予定)までに申し込みください。▽給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書の提出が必要です。

【ご注意ください】住民税非課税世帯が主な対象となります。申告がお済みでない方や収入がなかったため住民税の申告をしていない方等は、申告するようお願いいたします。未申告の場合、本給付金を速やかに受け取れない場合があります。